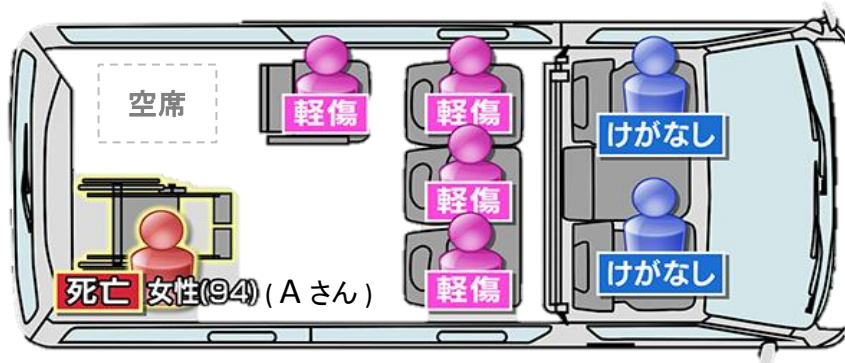


富山市で去年(2019年)11月2日、デイサービスなどの福祉施設に送迎する車の事故が相次いで、車いすのお年寄り2人が亡くなりました。



富山市高木南でお年寄り5人を乗せて走行していて、事故に遭った送迎車。センターラインを超えてきた乗用車と衝突し、運転手やスタッフにけがはなく、座席にいた4人の高齢者はいずれも軽いけがで、車いすに乗っていたAさん(94)だけが亡くなった事故。

●Aさんが通っていたデイサービスでは、職員が利用者を車で送迎していました。施設で使っていた車両はリフトで車いすごと乗り降りできるもので、「3点式」のシートベルトを装着できるタイプでした。

●しかし亡くなったAさんは高齢で姿勢が前かがみだったため、3点式だとベルトが首にかかって危ないと判断され、腰の部分にだけかかる「2点式」のベルトを装着していました。

●捜査関係者によるとAさんは事故の衝撃でシートベルトがずれ、胸を圧迫されたり、前後に激しく揺さぶられたりしたことで死亡したとみられています。

同じ日に起きた別の送迎車の事故でも、亡くなった男性はベルトで腹部を圧迫されていました。

●広島市の福祉施設で行われた講習会で、担当者は次の点を強調していました。

- ・シートベルトは、車の座席と同じ「3点式」が基本
- ・体の状況によっては「2点式」にならざるを得ない場合もある
- ・腰の部分のシートベルトは、衝突時に腹部を圧迫しないよう、腰骨にしっかりあてる

●ここで課題があります。車いすには「アームレスト」と呼ばれるひじ掛けがあり、この上にベルトを通すと腰骨にあたります。アームレストの下を通す必要がありますが、これでも不十分なのです。



★多くの車いすには、衣服の巻き込みを防ぐ「スカートガード」と呼ばれる板がついています。これが邪魔になって、ベルトが腰骨に当たらない場合があるということです。

スカートガードの下を通せばいいのですが、物理的にそれができない車いすも少なくありません。

○シートベルトについて座席ほど細かな義務づけはありません。ヘッドレストや車いすの強度については、なにも決まりがありません。

○理由について国は「車いすは利用者の身体機能などによって形状が多種多様で、一律の基準や義務を設けることは難しい」としています。